

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

東峰村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧小石原村地域

(1) 現況

本地域は、英彦山～求菩提寺山地と古処山～宝満山地との結節点にあたる山麓の急傾斜地域で、中山間部や平地において稻作經營が行われている。近年、「高原米」の名前で「道の駅」で販売されるなど地域内の農産物や加工品のブランド化に取り組んでいる。一方で、同地域内は鳥獣被害による農業損失が著しく、農業や森林の有する多面的な資源保全等の機能が低下しつつある。

中でも、農業用水路や農道等の生産基盤の老朽化が著しく、それらの整備が必要になっている。また、農業者の高齢化や減少に伴い共同作業が困難になっており、対策を講じる必要がある。同地域は、特定農山村地域及び振興山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、近年の消費者ニーズの多様化及び環境保全に対する意識の高まりから、環境負荷を軽減した農業を推進することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号事業、第2号事業及び第3号事業を推進することにより、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

2. 旧宝珠山村地域

(1) 現況

本地域は、豊富な岩屋湧水の水資源を活用した稻作地帯であり、日本棚田百選に選ばれた地域としても有名な地域である。近年、「棚田米」の名前で販売されるなど地域内の農産物や加工品のブランド化に取り組んでいる。一方で、同地域内は鳥獣被害による農業損失が著しく、農業や森林の有する多面的な資源保全等の機能が低下しつつある。

中でも、農業用水路や農道等の生産基盤の老朽化が著しく、それらの整備が必要になっている。また、農業者の高齢化や減少に伴い共同作業が困難になっており、対策を講じる必要がある。同地域は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べ

て生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、近年の消費者ニーズの多様化及び環境保全に対する意識の高まりから、環境負荷を軽減した農業を推進することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号事業及び第3号事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧小石原村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧宝珠山村区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を

満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条1項の規定に基づき公示された過疎地域（全村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

急傾斜農用地以外の水田で、以下の条件をすべて満たすものとする。

- ① 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。
- ② 30 a 未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。
- ③ 団地内の田の区画の平均面積が20 a 以下であること。

(ウ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壤条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(c) 嘗農上一体性があり、小区画・不整形の緩傾斜農用地

小区画・不整形で、傾斜度が田では1/100以上1/20未満、畑、草地、採草放牧地では8度以上15度未満（以下「緩傾斜農地」という。）の農用地

で下記の条件のいずれかを満たす場合

- (i)すべての耕作者、受託者等による共同作業が 1 種類以上行われている場合
 - (ii)同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合
 - (iii)水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が集落協定の構成員によつて管理されている場合
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、村の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

- (1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (才) の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」のうち、農業生産条件の強化については、生産条件を向上させるための改良措置（通常の管理行為は含まない。）として施工するもので、村長が地域の実情を踏まえ必要と認めるものとし、改良等により受益する対象農用地の面積が協定農用地の 5 %又は 0.5ha 以上のうちいづれか多い方の増加となる場合とする。対象工種については、次に掲げるものとする。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> <ul style="list-style-type: none">・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壤改良材の投入 <暗渠排水> <ul style="list-style-type: none">・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	<ul style="list-style-type: none">・現場施工による用排水路の敷設・水路（コンクリート 2 次製品）の設置・取水、分水施設の設置・ポンプ場の新設・更新・ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none">・農道の新設、拡幅・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

- (2) 土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、計画書に記述するものとする。

東峰村促進計画図

1 : 50,000

